

# 新旧对照表

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正新旧対照表

新（改正後）

（保育所等との連携）

第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 4 項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)～(3) （略）

（食事の提供の特例）

第 16 条 （略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) （略）

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの

旧（改正前）

（保育所等との連携）

第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)～(3) (略)

(食事の提供の特例)

第 16 条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) (略)

新（改正後）

（家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附 則

（食事の提供の経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 23 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 28 条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 32 条及び第 48 条において準用する場合を含む。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 32 条及び第 48 条において準用する場合を含む。）、第 29 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 31 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 33 条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 34 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 43 条第 1 号（調理室に係る部分に限る。）及び第 5 号（調理室に係る部分に限る。）、第 44 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第 47 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 23 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければな

附 則

（食事の提供の経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 23 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 28 条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 32 条及び第 48 条において準用する場合を含む。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）（第 32 条及び第 48 条において準用する場合を含む。）、第 29 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 31 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 33 条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第 34 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第 43 条第 1 号（調理室に係る部分に限る。）及び第 5 号（調理室に係る部分に限る。）、第 44 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第 47 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

新（改正後）

らない。

（連携施設に関する経過措置）

4 （略）

（小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置）

5 （略）

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

6 （略）

旧（改正前）

（連携施設に関する経過措置）

3 （略）

（小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置）

4 （略）

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

5 （略）